

平成 25 年版 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の正誤表について

お手持ちの仕様書の奥付（最終ページ）の発行日をご確認いただき、下記により該当の「正誤表」による訂正をお願い致します。

平成 25 年 5 月 17 日発行「第 1 刷」は、第 2 刷及び第 4 刷の「正誤表」

平成 25 年 6 月 15 日発行「第 2 刷」は、第 2 刷及び第 4 刷の「正誤表」

平成 25 年 7 月 19 日発行「第 3 刷」は、第 4 刷の「正誤表」

平成 26 年 2 月 4 日発行「第 4 刷」は、第 4 刷の「正誤表」

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 25 年版 第 2 刷 正誤表

平成 25 年 7 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	誤	正
249	15	7	3	調合及び塗厚	(a) 表 15.7.1 備考欄	15.6.5(b)の地下モルタル塗り	15.7.5(b)の地下モルタル塗り

平成 26 年 3 月に公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 25 年版の規定の一部が改定されました。改定部分は次のとおりです。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 25 年版 第 4 刷 正誤表

平成 26 年 4 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	旧	新
48	6	2	2	コンクリートの強度	(c) (1)	(c) 構造体コンクリート強度、次による。 <u>(1) 材齢 91 日において設計基準強度以上とする。</u>	(c) 構造体コンクリート強度は、材齢 91 日において設計基準強度以上とする。 <u>なお、工事現場における構造体コンクリート強度の推定は、現場水中養生による材齢 28 日における管理を基本とし、これを満足しないと想定される場合に、現場封かん養生による材齢 28 日を超え 91 日以内の強度を推定する試験を行うものとする。</u>
48	6	2	2	コンクリートの強度	(c) (2)	<u>(c) (2)</u>	<u>(d)</u>
48	6	2	2	コンクリートの強度	(d)	<u>(d)</u>	<u>(e)</u>
68	6	9	3	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6.9.2 養生方法 3 段目	工事現場における封かん養生	工事現場における封かん養生 ^(注1)
68	6	9	3	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6.9.2 材齢 4 段目	28 日を超え 91 日以内	28 日を超え 91 日以内 ^(注2)
68	6	9	3	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6.9.2 (注)	(注)	(注 1)
68	6	9	3	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6.9.2 (注 2) 追加	—	(注 2) セメントの種類が普通ポルトランドセメント以外の場合、材齢は 28 日及び 28 日を超え 91 日以内とする

69	6	9	5	構造体コンクリート強度の推定試験	(a) (2)	(a) (2) 現場封かん養生供試体の材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 3 N/mm^2 を加えた値以上であれば合格とする。	(a) (2) 現場封かん養生供試体の材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 3 N/mm^2 を加えた値以上であれば合格とする。ただし、セメントの種類が普通ポルトランドセメント以外の場合は、上記に加え、 <u>現場封かん養生供試体の材齢 28 日の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 0.7 を乗じた値以上であることを確認すること。</u>
----	---	---	---	------------------	---------	--	---